

東京スター銀行でんさいサービス利用規約

第1章 総則

(基本事項)

第1条 本規約は株式会社東京スター銀行（以下「当行」といいます）が提供するでんさいネットサービス（以下「本サービス」といいます）についての利用条件を定めるものです。本サービスは、当行へのご利用申込のうえ、当行から承認を受けられたお客さま（以下「利用者」といいます）に限り、本サービスをご利用ができるものとします。

(本サービスの内容)

第2条 本サービスは、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます）が提供する電子記録債権（以下「でんさい」といいます）のサービスを利用者が当行を窓口としてご利用いただくものです。
当行はでんさいネットより業務を受託して、利用者に本サービスを提供します。

(規程の準用)

第3条 本規約に定めのない事項は、「でんさいネット」が定めた業務規程（以下「規程」といいます）および業務規程細則（以下「細則」といいます）の定めに基づいてお取り扱いします。

第2章 業務等

(業務時間および営業日等)

第4条 本サービスの利用可能日は銀行営業日として、利用可能時間は次のとおりとします。なお、当行は、利用者へ事前に通知することなくこれを変更することができます。

- 一 書面およびFAXによる受付 午前9時から午後2時まで（以降の取扱いは翌銀行営業日扱いとする）
- 二 インターネットバンキングサービス（以下「IBサービス」といいます）による受付
 - ① 当日付けの記録請求の取扱い 午前9時から午後3時まで
 - ② 予約取引の記録請求の取扱い 午前7時から翌日の午前0時まで
 - ③ 通常開示請求 午前9時から翌日の午前0時まで
- 2 保守点検等により、以下の対応をする場合があります。
 - 一 本サービスを提供するシステムを構成するハードウェア機器・ソフトウェア等の保守点検・内容の変更作業を行うために任意に本サービスの全部または一部を一時停止することがあります。この場合は、当行所定の方法で通知します。
 - 二 障害等が発生した場合は、利用可能時間中であっても利用者に予告することなく、本サービスの取扱いを一時停止または中止することがあります。

第3章 利用者

(利用申込の方法)

第5条 ご利用のお申込みに当たっては、規程および細則ならびに本規約内容に全て同意されたうえ、当行所定の「利用申込書」に必要書類を添付して、当行お取引店窓口に提出していただきます。

(利用者以外で利用することができる場合)

第6条 細則第5条に規定する元利用者の利用は、同条に掲げる請求を行う場合に限り
ます。この場合については、本規約第32条で定める手数料をお支払いいただきます。

(利用可能な預金科目)

第7条 利用者は、決済用の預金口座（以下「決済口座」といいます）として、利用申
込書により利用者名義の普通預金口座、または当座預金口座を指定していただきます。

2 前項の決済口座の他に、利用者は、本規約第32条における手数料の振替のための
口座（以下「手数料口座」といいます）として、利用申込書により利用者名義の普通
預金口座、または当座預金口座を指定していただきます。

(申込要件)

第8条 本サービスをお申込みいただくためには、規程第12条第1項ないし第3項の
要件のほか、次のお申込み要件を満たしていることが必要です。当行は、「利用申込書」
を受付後に当行所定の審査を行います。

- 一 IBサービス「スターBB！」をご利用いただけること
- 二 でんさいネットにおける取引停止処分を受けていないこと
- 三 法人として設立後3年以上の場合は、三期分の決算書の写、3年未満の場合は税務
署へ提出している決算書の写を提出願います。個人事業主の場合は確定申告書の写
を提出願います。

(利用契約の締結)

第9条 当行所定の審査により申し込みを承諾する場合に限り、でんさいネットおよび
当行は利用契約を締結します。契約は、利用者、でんさいネットおよび当行の3者間
契約により成立し、利用者は規程および細則ならびに本規約に従い本サービスの提供
を受けることができます。

2 本規約第15条の承継の届け出がなされた場合は、当行が所定の審査を行い、当行
が承継人として承諾した場合に限り利用契約を承継します。

3 当行は、本条第1項の利用契約または第2項の承継の手続き完了後に、当行所定の
方法で利用が開始できる旨の通知をします。

4 利用者は前項の通知を受領後に本サービスの利用を開始できます。ただし、本規約
第8条第1項第1号の当行IBサービスを並行してお申し込みの場合は、双方の通知
を受領してからご利用を開始できます。

(書面等による本サービスの利用)

第10条 利用者は、書面またはFAXを利用して本サービスを利用する場合、利用契約
を締結したお取引店窓口または当行が指定するFAX番号へ所定の各種請求書または
開示請求書等の書面による請求を受付けます。

(IBサービスによる本サービスの利用)

第11条 利用者は、自らが占有し管理するパーソナルコンピューター等の端末機（以下
「パソコン等」といいます）からインターネットを介し、IBサービスを通じて本サ
ービスをご利用できます。

2 IBサービスを既に契約している場合は、IBサービスを通して本サービスをご利
用できます。

3 IBサービスを新規に契約する場合は、以下のとおり取り扱うものとします。

- 一 IBサービスの契約 本サービスは、株式会社NTTデータが提供する「スター
BB！」Webアンサーサービスを介して本サービスをご利用するため、利用者

- から「スターBB！」申込書を提出していただき、IBサービスを契約します。
- 二 パソコン等の利用方法 「スターBB！」ご利用規定に準じます。
 - 三 IBサービス利用開始 当行所定の通知によりご利用を開始できます。
 - 4 IBサービスを通して本サービスを利用する場合は、規程第64条第2項で規定する本人確認方法は、「スターBB！」ご利用規定第1章第2条第4項によります。

(債権者利用限定特約等の申込)

第12条 債権者利用限定特約および保証利用限定特約のご利用を希望される場合は、当行所定の「利用申込書」の所定欄にその旨を記入してご提出いただきます。

(利用契約の解約の申出方法)

第13条 規程第15条第1項に規定する利用者による本サービスの解約の申出は当行所定の「利用契約解約届」を当行へ提出することにより行います。

(当行による利用契約の解除)

- 第14条 当行は規程第16条第1項の定めのほか、利用者が次に掲げる事由に該当する場合においても、当該利用者に係る利用契約を解除できるものとします。
- 一 住所変更の届出を怠るなど利用者の責めに帰すべき事由により、当行において利用者の所在が不明になったとき
 - 二 本規約に違反するなど、当行がサービスの中止を必要とする相当事由が発生したとき
- 2 当行から利用者に対する利用契約の解除通知は当行所定の書面によるものとします。

(個人利用者の死亡による承継)

第15条 規程第17条第2項および細則第9条第1項に規定する利用者の死亡により相続人等が利用者の地位を承継した場合および承継する場合の届出は、相続人等の代表者から当行所定の書面に当行が指定する書類を添付してご提出いただき、当行は承継の手続きを行います。

(利用者登録情報の変更)

- 第16条 利用者は、利用申込書に記載された利用者登録事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、当行所定の書面により、変更の内容を届け出ることとします。
- 2 前項による変更内容が利用限定特約の変更の場合、当行が承諾した場合に限り前項の変更届を受理します。

(債務者利用停止措置)

- 第17条 当行は、利用者の信用力の低下その他債務者利用停止措置が特に必要と認める事由が発生した場合、利用者の信用力が回復するまでの間その他債務者利用停止措置が特に必要と認める事由が止むまでの間、細則第10条第1項第三号に規定する債務者利用停止措置を必要に応じて行うこととします。
- 2 利用者は、細則10条第1項で規定する債務者利用停止措置の期間が経過した場合には、本規約第16条による届出により債権者利用限定特約の解除について申出ることができます。

(破産手続開始等の届出)

第18条 利用者は、破産手続開始の決定その他細則第12条第1項で定める事由が生じた場合には、当行所定の書面により当行へ届出ることとします。

第4章 電子記録通則

(電子記録等の請求の手続き)

第19条 規程第23条第1項および第2項で規定する電子記録の請求の手続は、本規約第10条および第11条の方法により行い、他については規程および細則に準拠します。

(利用制限措置)

第20条 細則第14条第1項および第2項で定める利用者の申し出による利用制限措置および解除は、当行に当行所定の書面を届け出て行うこととします。ただし、解除の場合は、当行が承諾した場合に限り届け出を受理します。

(電子記録の通知方法)

第21条 規程第25条第2項で規定する電子記録の通知は、本サービスの利用方法により次のとおり行います。

- 一 書面による本サービスの利用の場合は、当行所定の方法により通知します。
- 二 IBサービスによる本サービスの利用の場合は、当行所定の方法により通知するほか、IBサービスにより通知する場合があります。

(電子記録の請求権限の付与する者の指定許可)

第22条 規程第26条第4項の電子記録権利者の電子記録の請求に係る制限(以下本条において「指定許可」といいます)は、利用申込書により当行の承認を得た利用者に限ります。この場合、指定許可が可能な利用者は、当行所定の方法によりあらかじめ指定許可先を特定するものとします。

(発生記録または保証記録を請求することができる者の指定許可)

第23条 規程第27条第3項の自らを電子記録義務者とする発生記録または保証記録を請求できる者の制限(以下本条において「指定許可」といいます)は、利用申込書により当行の承認を得た利用者に限ります。この場合、指定許可が可能な利用者は、当行所定の方法によりあらかじめ指定許可先を特定するものとします。

(債権者請求方式の利用)

第24条 規程第27条第1項に規定する債権者請求方式による発生記録を請求できる利用者は、利用申込書によりあらかじめ申請し、当行の承認を得た利用者に限ります。

第5章 電子記録の請求および記録に関する事項

(変更記録の請求)

第25条 変更記録の請求は規程第33条により行います。ただし、細則第23条第4項による場合は、利用者は本規約第10条もしくは第11条により行います。

(信託の電子記録の請求の方法)

第26条 当行は、細則31条について規定しません。

第6章 電子記録債権の決済

(債務者口座から債権者口座への口座送金)

第27条 債務者口座から債権者口座への口座間送金は規程第42条により行いますが、決済口座において同一の日に当該でんさい以外の引落しがある場合には、当行所定の順序により引落しを行います。

(債権者または債務者からの口座間送金決済の中止の申出)

第28条 規程第44条で規定する口座間送金決済の中止の申し出は、当行所定の書面によりお取引営業店窓口へ届け出ていただきます。

第7章 電子記録債権の支払不能処分制度

(支払不能に関する異議申立)

第29条 利用者の支払不能に関する異議申立について、下記のとおり定めます。

- 一 規程第50条第2項に規定する異議申立及び異議申立預託金の預け入れの時限は、支払期日の前銀行営業日の午後3時とします。
- 二 規程第50条第1項および細則46条第1項に規定する第2号支払不能事由の通知についての異議申立および異議申立預託金の預け入れの手続きは、当行所定の方法によりお取引営業店窓口へ申し出ていただきます。
- 三 細則第47条第2項に規定する第2号支払不能事由の通知の支払不能事由が不正作出である場合は、当行所定の方法によりお取引営業店窓口へ申し出て、規程第50条第1項の異議申立と併せて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができます。

第8章 電子記録債権の記録事項等の開示

(債権記録に記載されている事項の開示の請求)

第30条 債権記録に記載されている事項の開示の請求の方法等は、次のとおりとします。

- 一 通常開示 利用者は、細則第56条第3項第1号及び第2号その他当行所定の情報を提供して、IBサービスから開示請求し、またはお取引営業店窓口へ当行所定の書面を提出して開示請求します。
- 二 特例開示 利用者は、細則第56条第4項各号に掲げる情報を記載した書面をお取引営業店窓口へ提出して開示請求し、当行は当該書面をでんさいネットへ提出します。
- 三 開示請求に対する開示は、当行所定の方法により行います。

第9章 電子記録債権に係る与信業務の取扱い

(電子記録債権の活用)

第31条 当行は、電子記録債権の活用として次の取扱いをします。ご利用になる場合は、お取引営業店窓口へ申し出て別に締結する「銀行取引約定書」のほか各関連規定等に基づきお申込みをしていただきます。当行は、お申込みの後、所定の審査を行います。当行所定の審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。

- 一 電子記録債権割引(でんさい割引) 当行所定の手続きにより、でんさいの割引を申し受けます。
- 二 電子記録債権担保(でんさい担保) 当行所定の手続きにより、でんさいをご融資の担保として申し受けます。

第10章 手数料

(手数料)

第32条 本サービスの手数料の取扱いは、次のとおりとします。

- 一 本サービスのご利用に際しては、当行所定の月額基本利用料(消費税を含みます)

- をお支払いいただきます。
- 二 でんさいネット利用料として、次のとおりの当行所定の手数料（消費税を含みませぬ）をお支払いいただきます。
 - イ. I Bサービスを利用してでんさいネットが定める各課金対象取引を行った場合には、当日取引、予約取引とも請求時点ででんさいネットの請求受付簿に記載された各取引件数のデータを基にして計算します。
 - ロ. 電子記録権利者による削除（変更記録）が可能な取引において、電子記録の単独削除可能期間内（電子記録の日から起算して5銀行営業日以内かつ支払期日の3銀行営業日前まで）に削除（変更記録）がなされた場合も、件数から減算は行いません。
 - ハ. 積極的承認（規程第27条第4項に規定される電子記録義務者の記録請求をいいます）が必要となる取引において、取引相手から否認された場合（みなし否認となった場合も含む）も、件数から減算は行いません。
 - ニ. 予約の取消があった場合も、件数から減算は行いません。
 - ホ. 当行が本規約第10条の書面により受付し、でんさいネットへ業務を代行した場合の取引の でんさいネット利用料は、当行への請求受付時点で件数を計上し、計算します。
- 三 手数料の支払方法は次のとおりとします。
- イ. 月額基本料金およびI Bサービスによる利用の手数料は、自動振替により前月分を翌月の当行が定める日にお支払いいただきます。
 - ロ. 書面による利用の手数料は、申込みの都度、受付時点でお支払いいただきます。
 - ハ. 手数料は、イ. ロ. に記載の時点または当行所定の日、手数料口座から小切手、払戻請求書等なしで自動的に引き落とします。

第11章 情報の管理等

（利用者情報の取扱いに関する事項）

- 第33条 当行は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、利用者の個人情報を、当行所定の「個人情報のお取り扱いについて」に基づいて取扱うほか、個人情報を含む、債権記録および当該債権記録に記載された電子記録の請求に当たってお客さまから提供された情報、支払不能情報その他利用者に係る情報（以下「利用者情報」といいます）については、当行所定の「利用者情報の取扱いに関する同意書」に記載の利用者取扱いの必要な範囲で利用します。また、当行は、当該同意書に記載のとおり、利用者情報をでんさいネットに提供します。

第12章 雑則

（関係規定の適用・準用）

- 第34条 第3条のほか、本規約に定めのない事項については、当行所定の普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、スターワン取引総合規定、当座勘定規定および利用者が当行に差し入れた銀行取引約定書等の定めにより取り扱います。
- 2 口座間送金決済の振込発信後の取扱いで、本規約に定めのない事項については、当行で定める決済規則を準用します。

（本規約の変更）

- 第35条 当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、本規定の最新版は当行ホームペ

ージに掲載されますので、必要に応じて確認してください。

(有効期間)

第36条 本サービスの提供期間は、利用申込の日から1年間とします。ただし、期間満了の2ヶ月前までに利用者または当行が相手側に対して別段の意思表示を行わない場合は、期間満了の翌日からさらに1年間継続することとし、以降も同様とします。

(権利の譲渡、質入の禁止)

第37条 利用者は、本規約に関するいっさいの権利を、当行の書面による承諾なく第三者に譲渡し、または質入することはできません。

(準拠法および合意管轄)

第38条 規程第68条第1項および第2項に準拠します。

以上

付則

本規約は、2013年2月4日から制定されるものとする。

以上